

組織・業務運営・財政運営について

- 監事機能について……………資料 5-1
- 法人の業務運営の改善について……………資料 5-2
- 役員の任命等について……………資料 5-3
- 役員の責任等について……………資料 5-4
- 雇用・人事管理について……………資料 5-5
- 財政措置について……………資料 5-6
- 利益処分について……………資料 5-7

監事機能について

資料5-1

- 医療法人制度においては、適切な法人の業務運営の担保のため、監事に対し、職務として業務及び財産の監査を求めるとともに、不正行為等の発見時の報告義務を付与している。
- 一方、行政法人制度においては、民間会社や一般社団・財団法人と同様に、監事の職務の遂行に必要な報告徴収に加え、調査権限が新たに設けられる予定。
- 新法人における監事機能についても、その職務の遂行をよりの確なものとするため、行政法人(改正案)と同様に、権限及び義務を付与してはどうか。

～ 医療法人等における監事の職務等 ～

	現 行	医療法人	民間会社及び 一般社団(財団)法人	行政法人(改正案)
根拠法	独立行政法人通則法	医療法	会社法 一般社団(財団)法人法	行政法人通則法案
職務	業務の監査	業務又は財産の状況の監査	取締役(理事)の職務の執行の 監査	業務の監査
	監査の結果に基づき 必要がある場合の法人の長若しくは主務大臣への意見提出	毎会計年度、業務又は財産の状況についての監査報告書作成、社員総会又は理事への提出	監査終了後の監査報告の作成	・監査終了後の監査報告の作成 ・監査の結果に基づき必要がある場合の法人の長若しくは主務大臣への意見提出
権限	—	—	随時、取締役(理事)等に対する事業の報告徴収、又は業務及び財産の状況の調査	随時、役員(監事除く)等に対する事務及び事業の報告徴収、又は業務及び財産の調査
義務	—	不正行為又は法令若しくは定款等に違反する重大な事実の発見時の都道府県知事又は社員総会等への報告(必要に応じ社員総会等の招集の請求)等	取締役(理事)の不正行為又は不正行為のおそれがある場合等の取締役会(理事会)への報告	役員(監事除く)の不正行為又は不正行為のおそれがある場合等の理事長(当該役員が理事長の場合は主務大臣)への報告

法人の業務運営の改善について

- 新法人は、国から示される基本方針に基づき、地域医療の機能を確実に確保することが求められており、新法人の業務運営の状況については、政策責任者たる厚生労働大臣が直接評価を行うが、厚生労働大臣がその評価結果に基づき業務運営の改善を促す仕組みについては、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重し、まずは命令ではなく勧告としてはどうか。
- 一方、医療事業の業務運営が著しく適正を欠く場合や不正行為・違法行為がある場合には、医療法人制度に倣い、厚生労働大臣が是正又は業務運営改善について命令することとしてはどうか。

～ 法人の業務運営の改善への関与 ～

	現行	医療法人 (2以上の都道府県の 区域における場合)	中期目標行政法人 (改正案)	新法人(案)
評価結果に基づき 必要がある場合	各府省評価委員会による 業務運営の改善の勧告	—	主務大臣による 業務運営の改善の命令	厚生労働大臣による 業務運営の改善の勧告
業務運営が著しく 適正を欠く場合	—	厚生労働大臣による是正又 は業務運営の改善の命令	主務大臣による 是正又は業務運営の改善 の命令	厚生労働大臣による 是正又は業務運営の改善 の命令
不正行為・違法行為 がある場合	主務大臣による 是正要求	厚生労働大臣による是正又 は業務運営の改善の命令	主務大臣による 是正又は業務運営の改善 の命令	厚生労働大臣による 是正又は業務運営の改善 の命令

役員の任命等について

- 地域医療機能推進機構は、自律的・効率的な運営を実現しつつ、国の医療政策として重要な課題である地域医療の機能を確実に確保する役割を果たさなければならない。また、災害等の緊急時においては大臣の求めに応じて国の業務を確実に遂行しなければならない。
- このような新法人の事業の特性を踏まえると、役員は、国の医療政策をはじめ医療全般についての専門的知識や優れた経験を有する者を着任させる必要があることは明らかであり、特に理事長においては、全国の病院を統率する強いリーダーシップや調整能力等の特別な資質が求められる。
- このような認識のもと、新法人の役員(特に理事長)は、その任に相応しい者をどのように選考・任命するか。

～ 行政法人制度等における役員の任命等について ～

	現 行	行政法人(改正案)
役員の任命等	<p>【独立行政法人通則法(抄)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の長及び監事は、主務大臣が任命 ○ その他の役員は、法人の長が任命 <p>独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について(平成21年9月29日閣議決定)(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管大臣が、引き続き当該役員ポストの任命が必要と判断する場合には、内閣官房長官と協議の上、後任者の任命を行う ○ 現在、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び新たに公務員OBを役員に任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行う 	<p>【行政法人通則法案(抄)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の長及び監事は、主務大臣が、原則として公募を行った上で、内閣の承認を得て任命 ○ その他の役員は、法人の長が、原則(※)として公募を行った上で任命 <p>※ 公募によらず任命権者が選考する場合 → 事務・事業の特性に照らして、それを行うために欠くことのできない専門的知識経験又は優れた見識を有する特定の者を任命することを必要とする特別の事情がある場合</p>

役員等の責任等について

- 一般社団(財団)法人や民間会社では、適切な法人の業務運営の担保のため、法人の役員等について、任務懈怠により法人に損害を与えた場合の損害賠償責任の規定が置かれている。
 また、行政法人(改正案)では、会社法等の規定に倣い、役員等の損害賠償責任の規定が新たに設けられる予定。
- 新法人における法人の役員等についても、自律的な経営や業務運営を確保する一方で、その職務の遂行の適正性を担保するため、損害賠償責任を課してはどうか。

～ 一般社団(財団)法人等における役員等の損害賠償責任 ～

	現 行	一般社団(財団)法人	民間会社	行政法人(改正案)
根拠法	独立行政法人通則法	一般社団(財団)法人法	会社法	行政法人通則法案
損害賠償責任	—	理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	取締役、会計参与、監査役、執行役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う	行政法人の役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

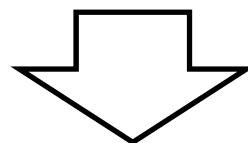
雇用・人事管理について

資料5-5

国立病院機構における現在の人員管理の仕組み

独立行政法人等における人件費の削減

- ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第53条
人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度比5%以上を基本とする削減
 - ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)
国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続
- ※毎年度、国立病院機構のHPIにおいて公表



- しかしながら、国立病院機構は、他の設置主体では代替困難な医療体制の整備、救命救急センターや周産期医療に対する体制整備、経営改善への取組のため、総人件費の削減が困難
- ※17年度に比べて23年度は約296億円の増(109.7%)
- 独立行政法人評価委員会からは、人材確保の必要性を認め、医療現場に対する総人件費改革の一律の適用が困難である旨の意見を頂いている

政府方針で示された我が国の医療分野における改革項目

人員配置を充実し、医療提供体制の効率化・重点化と機能強化を図ることは、医療事業の特性であり、「社会保障・税一体改革」においても示されている

○「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)(抄)

<個別分野における主な改革項目(充実／重点化・効率化)>

II 医療・介護等

地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。

そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。

- ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強

＜2025の改革シナリオ＞

社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部 決定)

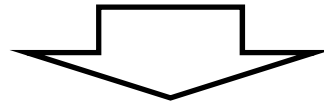
区分	職員数	平均在院日数	病床数
高度急性期	2倍程度増	15～16日	22万床
一般急性期	6割程度増	9日	46万床
亜急性期・回復期リハ	コメディカルを中心に3割程度の増	60日	35万床
長期療養（慢性期）	コメディカルを中心に1割程度の増	1割程度減少 150日→135日	23万床→28万床
精神病床	コメディカルを中心に3割程度の増	1割程度減少 300日→270日	35万床→27万床

トータルは概ね現状維持

(平成23年6月2日第10回社会保障改革に関する集中検討会議資料より)

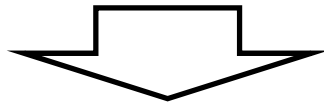
新法人移行に当たっての方向性

- 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」
(平成24年1月20日閣議決定)において、国立病院機構に
対して示された「自律的かつ効率的な経営の実現」



国立病院機構における論点提示

- 医療事業を行う法人については、透明性を確保しつつ、法人の目的を達成するために必要な人員を、効率的に配置することにはどうか。



地域医療機能推進機構における論点提示

- 病院事業を実施する地域医療機能推進機構についても、国立病院機構と同様の考え方をとることとしてはどうか。

論点

- 国の医療政策として重要な課題である地域医療の機能確保について、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す観点から、どのような財政措置等が必要と考えるべきか。
- なお、既定の補助制度の活用や国等の委託事業を受諾することも検討すべきではないか。

《独立行政法人通則法(抄)》

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

《地域医療機能推進機構法(未施行)》

(財源措置の特例)

第十九条 機構については、第二十一条第一項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合(※)を除き、通則法第四十六条の規定は、適用しない。

(※)災害が発生した場合等に厚生労働大臣の求めに応じて、地域医療機能推進機構が必要な措置をとる場合



- 地域医療機能推進機構では、原則として国からの運営費交付金は支給されないため、病院等の施設に係る整備費用や医療機器の購入費用などを確保しながら自立的かつ効率的な経営を実施することが求められる。

財政措置に関する規定

【参考】

独立行政法人 (現行)	国立大学法人	地方独立行政法人	行政法人 (改正案)
<p>独立行政法人通則法(抄)</p> <p>(財源措置) 第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p>	<p>国立大学法人法(抄)</p> <p>※独立行政法人通則法第46条を準用</p>	<p>地方独立行政法人法(抄)</p> <p>(財源措置) 第42条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。</p>	<p>行政法人通則法案(抄)</p> <p>(財源措置) 第46条 政府は、予算の範囲内において、行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。 2 (略)</p>

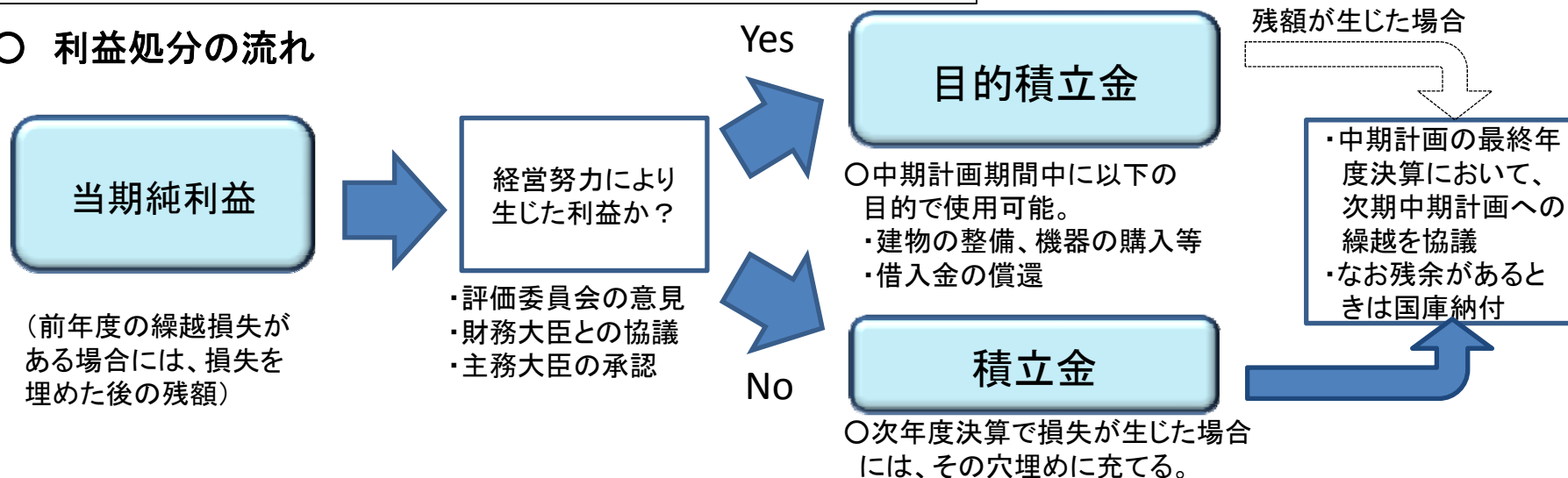
利益処分について

論点

○ 国の医療政策として重要な課題である地域医療の機能確保について、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す観点から、利益処分をどのように考えるべきか。

1. 独立行政法人の利益処分について(国立病院機構)

○ 利益処分の流れ



「独立行政法人の経営努力認定について」(平成18年7月21日付け総務省行政管理局通知)

- ① 法人全体の利益が年度計画予算を上回ること。
 - ② 利益の実績が原則として前年度実績額を上回ること。
 - ③ 経営努力による収入の増加や費用の減少であることを法人が合理的に説明できること。
 - ア. 収入の増加や費用の節減が、当該事業年度において新規に生じたこと。
 - イ. 収入の増加や費用の節減が、外部要因によらず法人の自主的な活動によるものであること。
- ※ 本基準の運用については、法人の業務の特性を勘案することも必要とされている。

《現行制度》 独立行政法人における損益処理及び積立金処理について【参考1】

毎事業年度において生じた利益及び損失の処理（通則法）

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることことができる。

4 （略）

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

中期目標期間の最後の事業年度に係る積立金の処理（国立病院機構法）

（積立金の処分）

第十五条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることことができる。

2 （略）

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 （略）

利益処分の比較

【参考2】

区分	行政法人(改正案)	国立大学法人	地方独立行政法人
考え方	<p>剰余金の処理の際に、法人の業務と交付金の対応関係を明らかにした上で、<u>目標を上回った自己収入の増加や交付金の節減努力による利益につき、一定割合について適切に経営努力を認める仕組みとする。</u></p>	<p>国立大学法人においては、予め国に帰属すると定められたものを除き、原則として経営努力認定を行う取扱いとする。</p> <p>具体的には、教育研究の特性から、中期計画において記載された教育研究に係る<u>当該事業年度における行うべき事業を行ったことを立証することをもって、経営努力に係る説明責任を果たしたとする取扱いとする。</u></p>	<p>公営企業型(病院事業)については、予め規定した剰余金の使途に充てる場合は、<u>地方独立行政法人法の第84条により、設立団体の長の承認を受けることを要しない。</u></p>

(出典)

- ・行政法人(改正案) …… 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)
- ・国立大学法人 …… 文部科学省高等教育局長・文部科学省研究振興局長通知
- ・地方独立行政法人 …… 地方独立行政法人法 第84条(利益及び損失の処理の特例)

2. 医療事業における利益処分について

〈医療法(抄)〉

第7条 病院を開設しようとするとき、～中略～開設地の都道府県知事～中略～の許可を受けなければならない。

5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

第54条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

※ 「剰余金の配当」とは、損益計算上の剰余金を社員に対して配分することである。これを禁止されることにより、医療法人はその本質上、営利法人たることを否定されているものといえることができる。結局、医療法人は、剰余金の配当を禁止される結果、利益を生じた場合には、施設の整備・改善、法人の職員に対する給与の改善等に充てるほか、全て積立金として留保すべきこととなるわけである。また、配当ではないが、事実上利益の配分と見なされる行為も禁止されている。 (社会保障審議会医療部会[H24.3.7]資料より抜粋)

◎「医療で得られた利益は、医療事業に活用する」が基本